

解 禁 日	愛知労働局発表 令和3年1月15日(金) 15:00 解禁(厚生労働省同日発表)
-------------	--

【照会先】

愛知労働局職業安定部職業対策課
課長 神野 智恵子
課長補佐(高齢・障害担当) 小林 真人
地方障害者雇用担当官 菰池 隆
(電話) 052-219-5507

報道関係者 各位

愛知県の障害者雇用状況(令和2年6月1日現在)

民間企業の障害者雇用数及び実雇用率等、過去最高を更新
～精神障害者の雇用は対前年比15.8%増～

愛知労働局では、今般、県内の民間企業や公的機関等における令和2年の障害者雇用状況を集計し、その結果を取りまとめましたので、公表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)」においては、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(民間企業の場合は2.2%<令和3年3月1日より2.3%に引き上げ※別添参照>)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、法に基づき毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

障害者雇用状況報告の集計結果の主なポイント

【民間企業】(法定雇用率2.2%<令和3年3月1日より2.3%に引き上げ>)

※ 実雇用率は2.08% (対前年比0.06ポイント増加)

- ・基礎労働者数1,702,219.5人、対前年比0.8%(13,320.5人)増加
- ・雇用障害者数35,403.0人、対前年比3.6%(1,245.5人)増加
- ・全国の実雇用率2.15%、対前年比0.04ポイント増加

※ 法定雇用率達成企業の割合は47.2% (対前年比1.0ポイント上昇)

- ・達成企業数3,027社、対前年比2.6%(78社)増加
- ・全国の法定雇用率達成企業の割合48.6%、対前年比0.6ポイント上昇

※ 実雇用率、雇用障害者数のいずれも過去最高を更新した。

【公的機関】

〈県・市町村等〉(法定雇用率2.5%)

※ 実雇用率は2.58% (対前年比0.01ポイントの低下)

雇用率未達成機関 24機関 (※うち5機関は公表時点において達成)

〈県教育委員会等〉(法定雇用率2.4%)

※ 実雇用率は1.43% (対前年比0.01ポイント増加)

雇用率未達成機関 2機関 (※うち名古屋市教育委員会は公表時点において達成)

1 民間企業(常用労働者 45.5人以上規模の企業)の雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業割合〔P6～7・11 参照〕

・雇用障害者数は、前年より 1,245.5 人増え、対前年比 3.6%、35,403.0 人で昨年に引き続き過去最高。

〔内訳〕 身体障害者 22,450.0 人：対前年比 0.8% (182.0 人) 増
 知的障害者 7,647.5 人：対前年比 4.6% (339.5 人) 増
 精神障害者 5,305.5 人：対前年比 15.8% (724.0 人) 増

・雇用障害者の障害種別は、身体障害者 22,450.0 人(雇用障害者に占める割合 63.4%)、知的障害者 7,647.5 人(同 21.6%)、精神障害者 5,305.5 人(同 15.0%)。

・実雇用率は 2.08% (前年：2.02%)。

・法定雇用率達成企業の割合は 47.2% (前年：46.2%)。

(注)「障害者の数」は重度身体(知的)障害者 1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間労働者(重度以外) 1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントしている。ただし、精神障害者である短時間労働者・職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1 人とカウントしている。

①届出・通報年の 3 年前の年に属する 6 月 2 日以降に採用された者であること

②届出・通報年の 3 年前の年に属する 6 月 2 日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

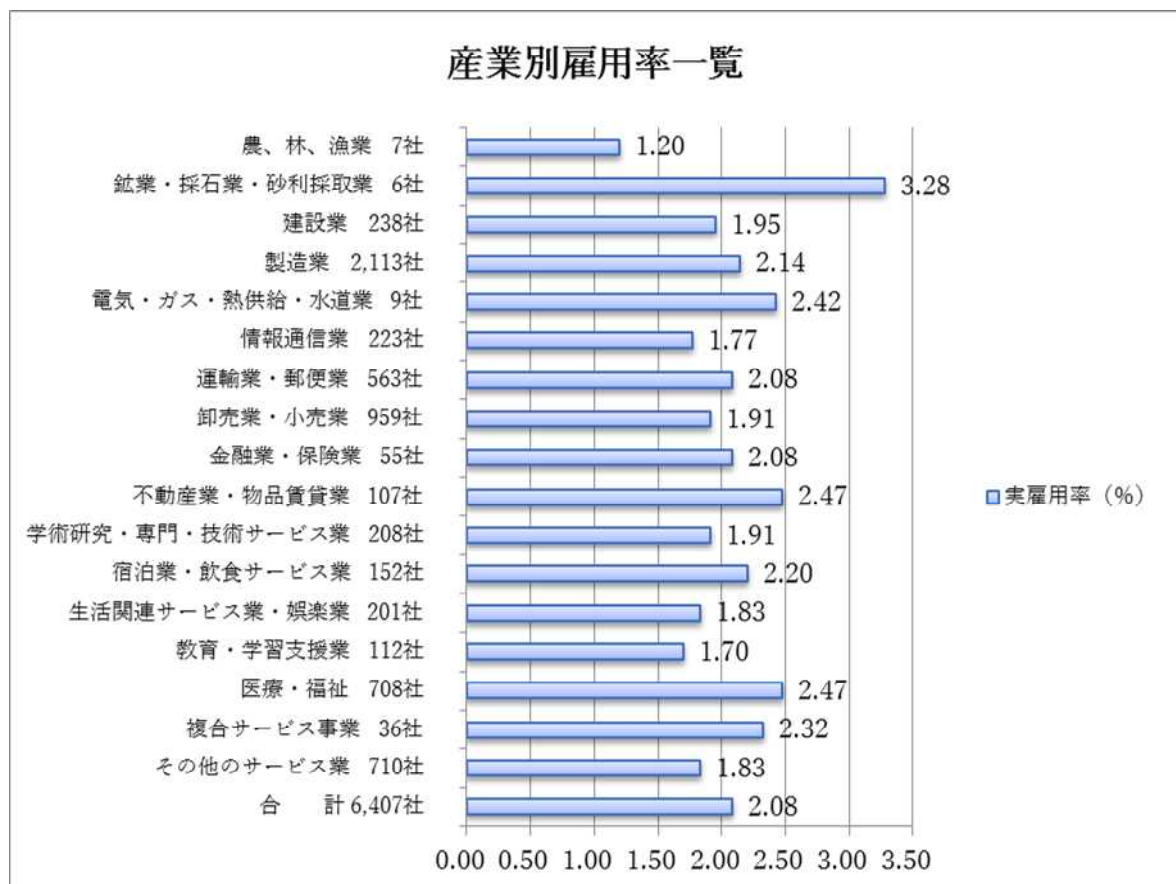
(2) 企業規模別の実雇用率の状況〔P8・12 参照〕

・45.5～100 人未満:1.61% (対前年比+0.10P) ・100～300 人未満:1.82% (同+0.05P)

・300～500 人未満:1.97% (同-0.01P) ・500～1000 人未満:2.08% (同+0.08P)

・1000 人以上:2.35% (同+0.06P)

(3) 産業別の状況〔P13～16 参照〕



●雇用されている障害者数（主な業種）

- ・「建設業」 771.0 人
- ・「情報通信業」 864.0 人
- ・「卸売業、小売業」 4,838.0 人
- ・「生活関連サービス業、娯楽業」 596.5 人
- ・「その他のサービス業」 2,394.0 人
- ・「製造業」 15,422.5 人
- ・「運輸業、郵便業」 2,341.0 人
- ・「宿泊業、飲食サービス業」 964.0 人
- ・「医療・福祉」 3,121.0 人

●産業別の実雇用率（愛知県内の民間企業全体の実雇用率 2.08%を上回っている主な業種）

- ・「医療・福祉」 (2.47%)
- ・「製造業」 (2.14%)
- ・「宿泊業・飲食サービス業」 (2.20%)
- ・「不動産・物品賃貸業」 (2.47%) 等

(4) 法定雇用率未達成企業の状況 [P17 参照]

- ・令和2年の法定雇用率未達成企業は 3,380 社。そのうち、不足数が 0.5 人または 1 人である企業（1 人不足企業）が 2,230 社（未達成企業全体の 66.0%）。また、障害者を 1 人も雇用していない企業は 1,916 社（0 人雇用企業）（未達成企業全体の 56.7%）。うち 45.5~100 人未満の企業が 1,612 社（0 人雇用企業全体の 84.1%）

2 県・市町村等における雇用状況

- (1) 県・市町村及び公的機関（法定雇用率 2.5%適用） [P6・18~19・22~23 参照]
県・市町村及び公的機関に在職している障害者の数は 2,049.5 人、実雇用率は 2.58%。
法定雇用率達成機関 60 機関、未達成機関 24 機関（うち 5 機関は、公表時点において不足を解消）
- (2) 法定雇用率 2.4%が適用される県教育委員会等 [P6・20・23<3>参照]
これらの教育委員会に在職している障害者の数は 615.5 人、実雇用率は 1.43%。
法定雇用率達成のために必要な障害者数、2 機関の合算で 414.5 人
法定雇用率達成機関 0 機関、未達成機関 2 機関（※うち名古屋市教育委員会は、公表時点において不足を解消）
- (3) 特殊法人等（法定雇用率 2.5%適用） [P6・21 参照]
特殊法人、独立行政法人及び大学法人に雇用されている障害者の数は 297.0 人、実雇用率は 2.58%。
法定雇用率達成機関 10 機関、未達成機関 0 機関

3 愛知労働局における障害者雇用対策の取組み

企業における理解と障害者自身の自立意識の高まりにより、障害者雇用は着実に進んでいるものの、法定雇用率 2.2%はもとより、全国の実雇用率 2.15%を下回る結果となっており、障害者の雇用促進を図るための更なる対策を実施します。

1 障害者雇用率達成指導等の強化

○ 各公共職業安定所等における指導の強化

実雇用率の低い業種や今まで障害者を 1 人も雇っていない企業等、ターゲットを明確にした雇用率達成指導を推進。

○ あいち障害者雇用総合サポートデスクによる企業支援の実施

愛知労働局が主に職場実習の開拓をすすめ、愛知県が主に職場定着支援を担う形で役割を分担し、障害者雇用に取り組む企業について、一体的なサポートを実施。

○ 障害者雇用促進トップセミナーの実施

愛知県等と連携して、企業トップに対して障害者の雇用促進に関するセミナー開催予定。

2 障害者雇用促進に向けた就労支援・マッチング支援の推進

○ 各就労支援機関等と連携した就労支援の実施

- ・ 就労移行支援事業所等と連携した就職面接会の開催等、マッチング支援の実施。
- ・ 各地域の就労支援機関等と連携した企業向け就労支援セミナーの実施。
- ・ 福祉施設等を利用している障害者の一般就労移行を促進するため、ハローワークが中心となり、福祉・教育関係機関等と連携した「障害者就労支援チーム」による“就職に向けた準備から職場定着”までの一連の支援を実施。

○ 特別支援学校の生徒を対象にした取組の実施

障害者雇用に関わりつづけるための取組として、職場実習受け入れに係る事業所面談会を開催。

○ 障害者就業・生活支援センター等との連携による支援の実施

障害者の就業面と生活面を一体的かつ総合的に支援する障害者就業・生活支援センターや愛知障害者職業センターと連携協力し、就職・定着支援を実施。

○ 障害者就職面接会を実施

愛知県等と連携して未達成企業に対するマッチング支援として就職面接会を開催。

令和2年6月1日現在の愛知県における障害者の雇用状況 <目次>

令和2年6月1日現在における障害者の雇用状況 (総括表)

- 1 民間企業における雇用状況
民間企業(法定雇用率2.2%) P6
- 2 公的機関における状況
(1) 愛知県、及び市町村等(法定雇用率2.5%) P6
(2) 法定雇用率2.4%が適用される都道府県等の教育委員会 P6
- 3 特殊法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%) P6

令和2年6月1日現在における障害者の雇用状況 (詳細表)

- 1 民間企業における雇用状況
(1) 民間企業における障害者の雇用状況(グラフ) P7
(2) 企業規模別状況(グラフ) P8
(3) 法定雇用率とは P9
(4) 障害者雇用率達成指導の流れ P10
(5) 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)(詳細表) P11~16
(6) 障害者不足数規模別の法定雇用率未達成企業数 P17
- 2 公的機関における状況
(1) 愛知県の機関(法定雇用率2.5%) P18
(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.5%) P19
(3) 県教育委員会等(法定雇用率2.4%) P20
(4) 特殊法人等(法定雇用率2.5%) P21
(5) 各公的機関の状況(詳細表) P22~24
- 3 民間企業における障害者雇用状況の推移(愛知県・全国) P25

※ 別添

令和2年6月1日現在における障害者の雇用状況

(総括表)

1 民間企業における雇用状況 (法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	1,702,219.5 人 (1,688,899.0 人)	35,403.0 人 (34,157.5 人)	2.08 % (2.02 %)	3,027 / 6,407 (2,949 / 6,378)	47.2 % (46.2 %)

2 公的機関における状況

(1) 愛知県、及び市町村等 (法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	79,320.5 人 (73,894.5 人)	2,049.5 人 (1,914.0 人)	2.58 % (2.59 %)	60 / 84 (65 / 83)	71.4 % (78.3 %)
愛知県 (知事部局、及びその他の県機関の合計)	12,212.0 人 (12,033.5 人)	337.5 人 (327.5 人)	2.76 % (2.72 %)	5 / 5 (4 / 5)	100.0 % (80.0 %)
市町村	58,280.5 人 (53,440.5 人)	1,474.0 人 (1,355.0 人)	2.53 % (2.54 %)	36 / 54 (42 / 54)	66.7 % (77.8 %)
その他の市町村機関	8,828.0 人 (8,420.5 人)	238.0 人 (231.5 人)	2.70 % (2.75 %)	19 / 25 (19 / 24)	76.0 % (79.2 %)

(2) 法定雇用率2.4%が適用される都道府県等の教育委員会 (法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
教育委員会 (県・名古屋市)	42,919.5 人 (42,892.5 人)	615.5 人 (608.0 人)	1.43 % (1.42 %)	0 / 2 (0 / 2)	0.0 % (0.0 %)

3 特殊法人等における雇用状況 (法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
計	11,522.5 人 (9,416.0 人)	297.0 人 (241.0 人)	2.58 % (2.56 %)	10 / 10 (8 / 10)	100.0 % (80.0 %)
特殊法人	1,179.5 人 (1,196.5 人)	30.0 人 (33.5 人)	2.54 % (2.80 %)	4 / 4 (4 / 4)	100.0 % (100.0 %)
大学法人 (国立・公立)	10,343.0 人 (8,219.5 人)	267.0 人 (207.5 人)	2.58 % (2.52 %)	6 / 6 (4 / 6)	100.0 % (66.7 %)

注1: 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

注2: 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注3: 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者・職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。

①届出・通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②届出・通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注4: 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

注5: ()内は、令和元年6月1日現在の数値である。

注6: 「特殊法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第2号の「国立大学法人」、同表第10号の「地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社」等を指す。

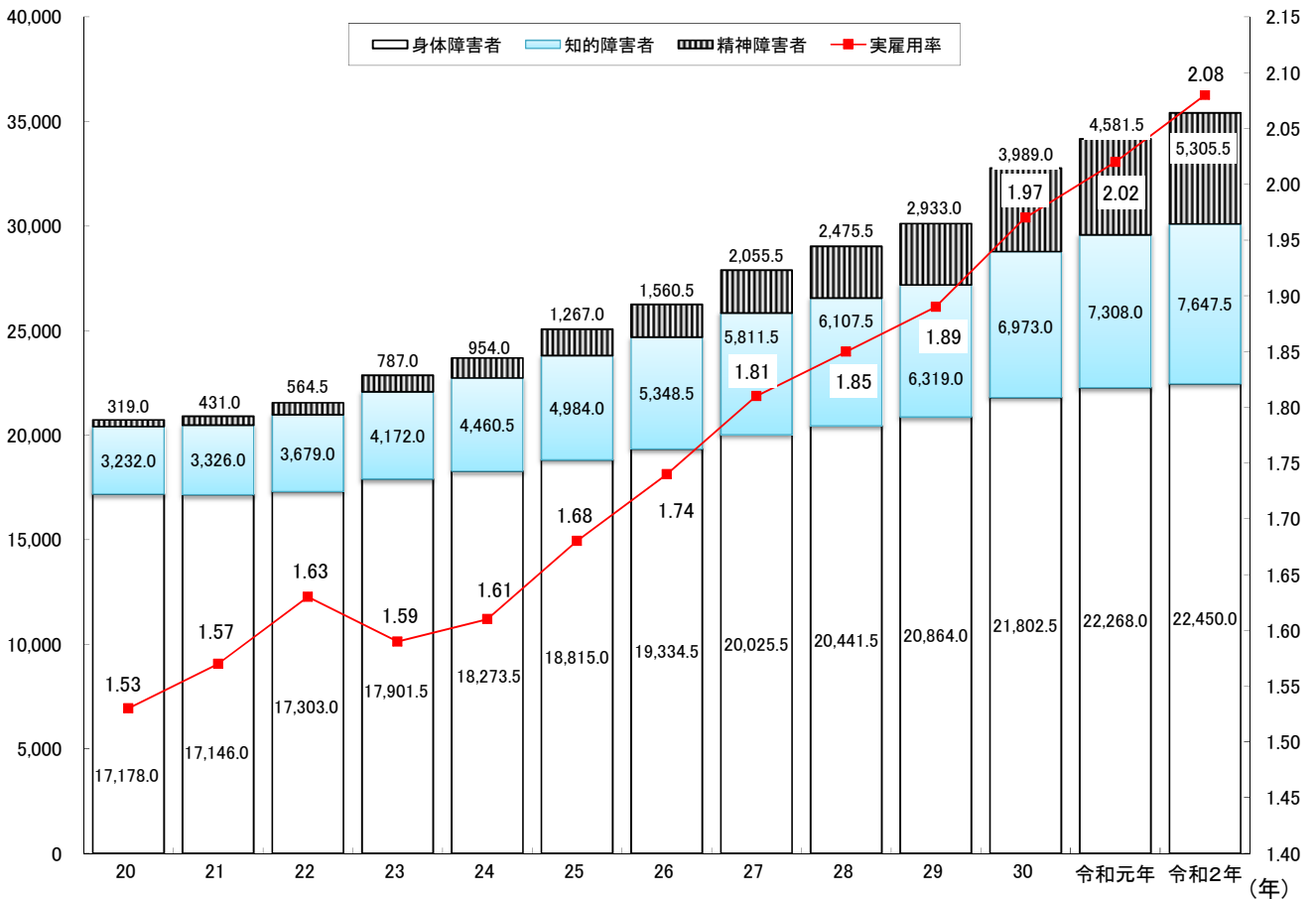
令和2年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

1 民間企業における雇用状況

(1) 民間企業における障害者の雇用状況（グラフ）

<障害者の数（人）>

<実雇用率（%）>



<法定雇用率>



注1：雇用義務のある企業（45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者

平成23年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 身体障害者である短時間労働者
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 知的障害者である短時間労働者
 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成18年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

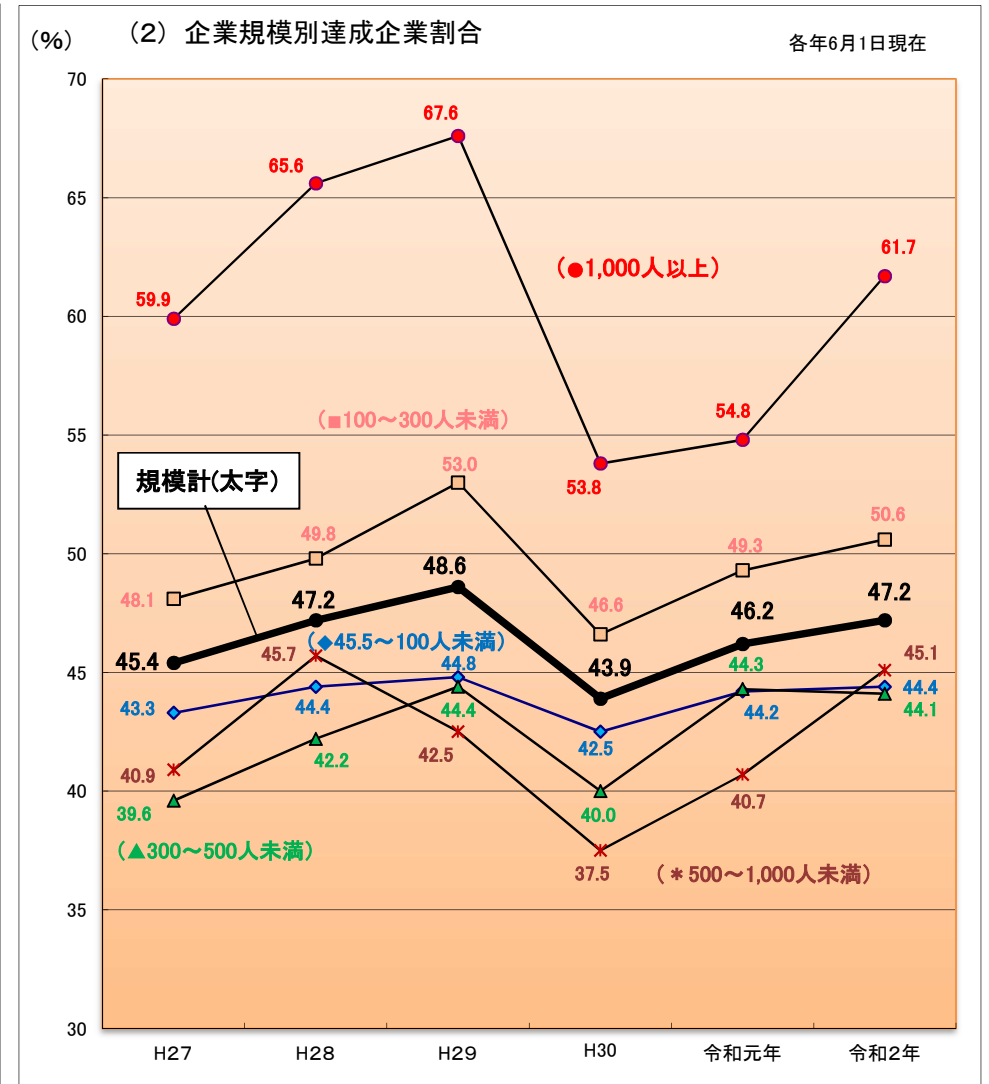
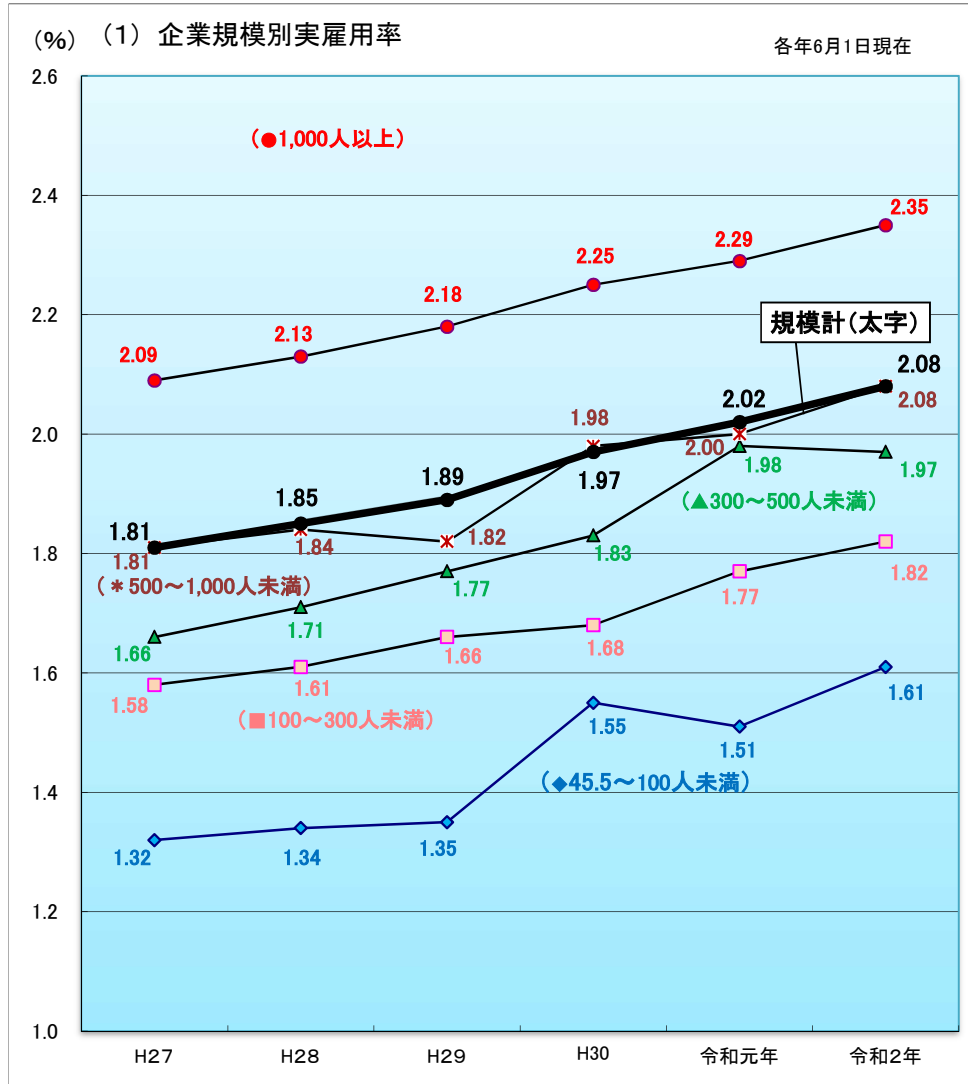
注3：法定雇用率は平成30年4月1日に2.0%（50人以上規模の企業）から2.2%（45.5人以上規模の企業）に改定されています。

注4：平成30年6月1日以降の精神障害者の数については、短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。

- ①届出・通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ②届出・通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(2) 企業規模別状況 (グラフ)

∞



(3) 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2%
(45.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5%
〔労働者数40人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5%
(40人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4%
(42人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※令和3年3月1日より法定雇用率は0.1%引き上げられます。

※別添をご参照ください。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

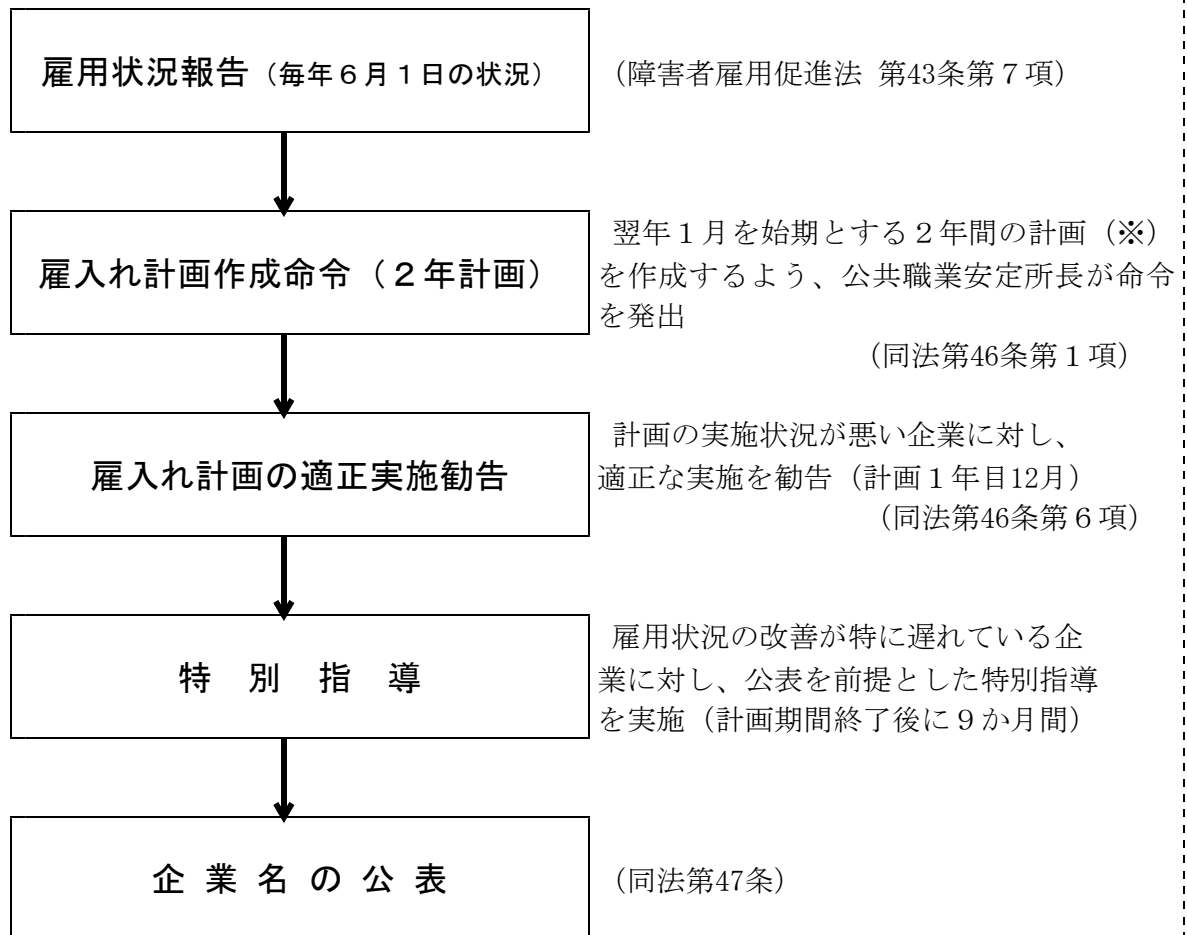
※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 届出・通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 届出・通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(4) 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 「障害者雇入れ計画」作成命令の発出基準

- ① 「実雇用率が全国値未満、かつ不足数5人以上」の場合
- ② 「実雇用率に関係なく、不足数10名以上」の場合
- ③ 「法定雇用数が3人又は4人であり、雇用障害者数が0人 (実雇用率が0%)」の場合

○ 【企業名の公表】 平成4年1社、平成19年1社、平成26年1社

詳細表

(5) 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

<1> 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
民間企業	企業 6,407 (6,378)	人 1,702,219.5 (1,688,899.0)	人 7,430 (7,284)	人 897 (839)	人 18,470 (17,665)	人 2,352 (2,171)	人 35,403.0 (34,157.5)	人 3,274.0 (3,344.0)	% 2.08 (2.02)	企業 3,027 (2,949)	% 47.2 (46.2)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
民間企業	人 35,403.0 (34,157.5)	人 6,356 (6,280)	人 660 (623)	人 8,554 (8,589)	人 1,048 (992)	人 22,450.0 (22,268.0)	人 1,460.5 (1,552.5)	人 1,074 (1,004)	人 237 (216)	人 4,858 (4,692)	人 809 (784)	人 7,647.5 (7,308.0)	人 755.0 (773.5)	人 4,323 (3,752)	人 1,230 (1,027)	人 735 (632)	人 5,305.5 (4,581.5)	人 1,058.5 (1,018.0)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①届出・通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
②届出・通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 精神障害者である短時間労働者であって、以下のいずれかに該当するものについては、1人分とカウントしている。
①届出・通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
②届出・通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

<2> 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	6,407 (6,378)	1,702,219.5 (1,688,899.0)	7,430 (7,284)	897 (839)	18,470 (17,665)	2,352 (2,171)	35,403.0 (34,157.5)	3,274.0 (3,344.0)	2.08 (2.02)	3,027 (2,949)	47.2 (46.2)
45.5～100人未満	3,119 (3,089)	204,698.5 (203,647.5)	573 (566)	138 (122)	1,804 (1,650)	399 (350)	3,287.5 (3,079.0)	334.0 (300.5)	1.61 (1.51)	1,384 (1,366)	44.4 (44.2)
100～300人未満	2,269 (2,274)	354,693.0 (355,180.5)	1,093 (1,080)	270 (238)	3,691 (3,605)	621 (575)	6,457.5 (6,290.5)	733.5 (767.5)	1.82 (1.77)	1,149 (1,121)	50.6 (49.3)
300～500人未満	447 (458)	158,193.5 (162,766.5)	586 (614)	100 (101)	1,721 (1,783)	257 (224)	3,121.5 (3,224.0)	278.5 (400.5)	1.97 (1.98)	197 (203)	44.1 (44.3)
500～1000人未満	337 (327)	218,108.0 (213,944.0)	887 (860)	135 (132)	2,474 (2,302)	303 (266)	4,534.5 (4,287.0)	504.0 (475.5)	2.08 (2.00)	152 (133)	45.1 (40.7)
1,000人以上	235 (230)	766,526.5 (753,360.5)	4,291 (4,164)	254 (246)	8,780 (8,325)	772 (756)	18,002.0 (17,277.0)	1,424.0 (1,400.0)	2.35 (2.29)	145 (126)	61.7 (54.8)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
規模計	35,403.0 (34,157.5)	6,356 (6,280)	660 (623)	8,554 (8,589)	1,048 (992)	22,450.0 (22,268.0)	1,460.5 (1,552.5)	1,074 (1,004)	237 (216)	4,858 (4,692)	809 (784)	7,647.5 (7,308.0)	755.0 (773.5)	4,323 (3,752)	1,230 (1,027)	735 (632)	5,305.5 (4,581.5)	1,058.5 (1,018.0)
45.5～100人未満	3,287.5 (3,079.0)	468 (470)	116 (91)	919 (880)	182 (184)	2,062.0 (2,003.0)		105 (96)	22 (31)	426 (428)	121 (108)	718.5 (705.0)		303 (255)	252 (145)	156 (87)	507.0 (371.0)	
100～300人未満	6,457.5 (6,290.5)	933 (922)	206 (197)	1,680 (1,760)	306 (297)	3,905.0 (3,949.5)		160 (158)	64 (41)	885 (865)	174 (175)	1,356.0 (1,309.5)		930 (802)	337 (281)	196 (178)	1,196.5 (1,031.5)	
300～500人未満	3,121.5 (3,224.0)	521 (546)	64 (66)	840 (917)	117 (103)	2,004.5 (2,126.5)		65 (68)	36 (35)	379 (383)	97 (93)	593.5 (600.5)		423 (389)	122 (122)	79 (94)	523.5 (497.0)	
500～1000人未満	4,534.5 (4,287.0)	751 (744)	101 (92)	1,134 (1,117)	129 (120)	2,801.5 (2,757.0)		136 (116)	34 (40)	541 (523)	116 (89)	905.0 (839.5)		717 (609)	140 (110)	82 (53)	828.0 (690.5)	
1,000人以上	18,002.0 (17,277.0)	3,683 (3,598)	173 (177)	3,981 (3,915)	314 (288)	11,677.0 (11,432.0)		608 (566)	81 (69)	2,627 (2,493)	301 (319)	4,074.5 (3,853.5)		1,950 (1,697)	379 (369)	222 (220)	2,250.5 (1,991.5)	

注 1(1)②表と同じ

〈3〉 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)						
産業計	企業 6,407 (6,378)	人 1,702,219.5 (1,688,899.0)	人 7,430 (7,284)	人 897 (839)	人 18,470 (17,665)	人 2,352 (2,171)	人 35,403.0 (34,157.5)	人 3,274.0 (3,344.0)	% 2.08 (2.02)	企業 3,027 (2,949)	% 47.2 (46.2)	
農、林、漁業	企業 7 (7)	人 669.0 (711.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 8 (10)	人 0 (0)	人 8.0 (10.0)	人 0.0 (0.0)	% 1.20 (1.41)	企業 3 (3)	% 42.9 (42.9)	
鉱業、採石業、砂利採取業	6 (6)	473.0 (481.5)	4 (5)	0 (0)	7 (6)	1 (0)	15.5 (16.0)	1.0 (1.0)	3.28 (3.32)	5 (5)	83.3 (83.3)	
建設業	238 (235)	39,610.5 (38,949.5)	166 (154)	15 (11)	414 (402)	20 (24)	771.0 (733.0)	78.5 (58.0)	1.95 (1.88)	108 (108)	45.4 (46.0)	
製造業	2,113 (2,124)	722,041.0 (719,815.0)	3,704 (3,609)	121 (108)	7,735 (7,448)	317 (314)	15,422.5 (14,931.0)	1,066.0 (1,042.5)	2.14 (2.07)	1,135 (1,115)	53.7 (52.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	9 (11)	26,606.0 (23,324.5)	156 (131)	4 (6)	324 (282)	6 (4)	643.0 (552.0)	24.0 (23.0)	2.42 (2.37)	7 (7)	77.8 (63.6)	
情報通信業	223 (222)	48,789.5 (48,607.0)	198 (178)	11 (10)	452 (408)	10 (9)	864.0 (778.5)	102.0 (79.5)	1.77 (1.60)	85 (79)	38.1 (35.6)	
運輸業、郵便業	563 (558)	112,290.5 (108,851.5)	409 (402)	67 (57)	1,375 (1,316)	162 (141)	2,341.0 (2,247.5)	288.5 (212.0)	2.08 (2.06)	324 (315)	57.5 (56.5)	
卸売業、小売業	959 (967)	252,649.0 (257,674.0)	869 (922)	185 (192)	2,664 (2,600)	502 (484)	4,838.0 (4,878.0)	471.5 (521.5)	1.91 (1.89)	343 (349)	35.8 (36.1)	
金融業、保険業	55 (55)	30,110.5 (25,487.5)	135 (107)	13 (11)	340 (261)	9 (10)	627.5 (491.0)	71.0 (47.5)	2.08 (1.93)	23 (19)	41.8 (34.5)	
不動産業、物品賃貸業	107 (111)	38,396.5 (42,175.0)	163 (148)	23 (25)	555 (530)	87 (107)	947.5 (904.5)	95.5 (150.5)	2.47 (2.14)	36 (32)	33.6 (28.8)	
学術研究、専門・技術サービス業	208 (209)	52,650.0 (50,623.5)	262 (257)	11 (13)	459 (415)	24 (25)	1,006.0 (954.5)	75.5 (152.0)	1.91 (1.89)	72 (68)	34.6 (32.5)	
宿泊業、飲食サービス業	152 (154)	43,878.5 (44,952.0)	144 (156)	52 (54)	542 (531)	164 (163)	964.0 (978.5)	99.0 (120.0)	2.20 (2.18)	71 (62)	46.7 (40.3)	
生活関連サービス業、娯楽業	201 (208)	32,675.0 (33,282.0)	100 (92)	46 (36)	302 (303)	97 (76)	596.5 (561.0)	81.0 (95.5)	1.83 (1.69)	77 (71)	38.3 (34.1)	
教育、学習支援業	112 (115)	30,809.0 (27,802.5)	130 (117)	12 (11)	233 (185)	37 (27)	523.5 (443.5)	60.5 (51.0)	1.70 (1.60)	35 (38)	31.3 (33.0)	
医療、福祉	708 (669)	126,231.5 (120,589.0)	494 (478)	204 (182)	1,627 (1,499)	604 (512)	3,121.0 (2,893.0)	440.5 (405.5)	2.47 (2.40)	394 (369)	55.6 (55.2)	
複合サービス事業	36 (35)	13,772.0 (14,718.5)	63 (67)	9 (9)	172 (163)	26 (24)	320.0 (318.0)	26.5 (31.5)	2.32 (2.16)	17 (17)	47.2 (48.6)	
その他のサービス業	710 (692)	130,568.0 (130,854.5)	433 (461)	124 (114)	1,261 (1,306)	286 (251)	2,394.0 (2,467.5)	293.0 (353.0)	1.83 (1.89)	292 (292)	41.1 (42.2)	

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
産業計	35,403.0 (34,157.5)	6,356 (6,280)	660 (623)	8,554 (8,589)	1,048 (992)	22,450.0 (22,268.0)	1,460.5 (1,552.5)	1,074 (1,004)	237 (216)	4,858 (4,692)	809 (784)	7,647.5 (7,308.0)	755.0 (773.5)	4,323 (3,752)	1,230 (1,027)	735 (632)	5,305.5 (4,581.5)	1,058.5 (1,018.0)
農、林、漁業	8.0 (10.0)	0 (0)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	3.0 (4.0)		0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)		3 (4)	0 (0)	0 (0)	3.0 (4.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	15.5 (16.0)	4 (5)	0 (0)	7 (6)	1 (0)	15.5 (16.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	771.0 (733.0)	164 (152)	15 (11)	243 (253)	18 (22)	595.0 (579.0)		2 (2)	0 (0)	34 (31)	1 (1)	38.0 (35.5)		125 (108)	14 (11)	12 (10)	138.0 (118.5)	
製造業	15,422.5 (14,931.0)	3,306 (3,276)	77 (75)	3,659 (3,712)	175 (176)	10,435.5 (10,427.0)		398 (333)	44 (33)	2,459 (2,348)	96 (94)	3,347.0 (3,094.0)		1,553 (1,324)	110 (108)	64 (64)	1,640.0 (1,410.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	643.0 (552.0)	142 (118)	4 (6)	207 (186)	6 (3)	498.0 (429.5)		14 (13)	0 (0)	55 (50)	0 (0)	83.0 (76.0)		62 (43)	0 (4)	0 (3)	62.0 (46.5)	
情報通信業	864.0 (778.5)	189 (175)	11 (10)	250 (239)	5 (5)	641.5 (601.5)		9 (3)	0 (0)	7 (10)	0 (0)	25.0 (16.0)		185 (151)	15 (12)	10 (8)	197.5 (161.0)	
運輸業、郵便業	2,341.0 (2,247.5)	372 (369)	53 (47)	773 (757)	85 (78)	1,612.5 (1,581.0)		37 (33)	14 (10)	293 (269)	44 (39)	403.0 (364.5)		263 (252)	79 (62)	46 (38)	325.5 (302.0)	
卸売業、小売業	4,838.0 (4,878.0)	691 (727)	131 (130)	1,057 (1,096)	201 (194)	2,670.5 (2,777.0)		178 (195)	54 (62)	781 (748)	196 (192)	1,289.0 (1,296.0)		669 (613)	262 (241)	157 (143)	878.5 (805.0)	
金融業、保険業	627.5 (491.0)	126 (100)	12 (11)	207 (174)	9 (10)	475.5 (390.0)		9 (7)	1 (0)	22 (9)	0 (0)	41.0 (23.0)		109 (75)	2 (3)	2 (3)	111.0 (78.0)	
不動産業、物品賃貸業	947.5 (904.5)	116 (110)	18 (22)	141 (141)	17 (19)	399.5 (392.5)		47 (38)	5 (3)	197 (188)	39 (51)	315.5 (292.5)		203 (181)	45 (57)	14 (20)	232.5 (219.5)	
学術研究、専門・技術サービス業	1,006.0 (954.5)	166 (167)	8 (10)	191 (187)	18 (17)	540.0 (539.5)		96 (90)	3 (3)	105 (95)	2 (0)	301.0 (278.0)		158 (128)	9 (13)	5 (5)	165.0 (137.0)	
宿泊業、飲食サービス業	964.0 (978.5)	86 (88)	31 (31)	150 (137)	50 (50)	378.0 (369.0)		58 (68)	21 (23)	189 (201)	84 (92)	368.0 (406.0)		142 (128)	91 (86)	61 (65)	218.0 (203.5)	
生活関連サービス業、娯楽業	596.5 (561.0)	59 (57)	30 (20)	109 (120)	50 (48)	282.0 (278.0)		41 (35)	16 (16)	82 (98)	34 (19)	197.0 (193.5)		73 (59)	51 (35)	38 (26)	117.5 (89.5)	
教育・学習支援業	523.5 (443.5)	120 (107)	12 (11)	128 (118)	27 (18)	393.5 (352.0)		10 (10)	0 (0)	15 (16)	4 (5)	37.0 (38.5)		60 (43)	36 (12)	30 (8)	93.0 (53.0)	
医療、福祉	3,121.0 (2,893.0)	396 (383)	146 (132)	678 (670)	194 (176)	1,713.0 (1,656.0)		98 (95)	58 (50)	360 (359)	228 (220)	728.0 (709.0)		351 (284)	420 (302)	238 (186)	680.0 (528.0)	
複合サービス事業	320.0 (318.0)	42 (47)	6 (4)	75 (66)	14 (11)	172.0 (169.5)		21 (20)	3 (5)	53 (54)	10 (8)	103.0 (103.0)		37 (40)	9 (8)	7 (3)	45.0 (45.5)	
その他のサービス業	2,394.0 (2,467.5)	377 (399)	106 (103)	676 (723)	178 (165)	1,625.0 (1,706.5)		56 (62)	18 (11)	204 (214)	72 (63)	370.0 (380.5)		330 (319)	87 (73)	51 (50)	399.0 (380.5)	

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働 者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企 業の数	⑥ 法定雇用率達成企業 の割合
			A.重度身体障害 者及び重度知的 障害者	B.重度身体障害 者及び重度知的 障害者である短時 間労働者	C. 重度以外の身 体障害者、知的障 害者及び精神障 害者(注4)	D.重度以外の身体 障害者及び知的障 害者並びに精神障 害者である短時間 労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
製造業計	企業 2,113 (2,124)	人 722,041.0 (719,815.0)	人 3,704 (3,609)	人 121 (108)	人 7,735 (7,448)	人 317 (314)	人 15,422.5 (14,931.0)	人 1,066.0 (1,042.5)	% 2.14 (2.07)	企業 1,135 (1,115)	% 53.7 (52.5)
食料品・たばこ	企業 209 (209)	人 42,250.0 (42,454.5)	人 122 (116)	人 23 (22)	人 576 (586)	人 87 (81)	人 886.5 (880.5)	人 71.0 (78.5)	% 2.10 (2.07)	企業 130 (125)	% 62.2 (59.8)
繊維・衣服	76 (75)	10,381.5 (10,551.0)	34 (33)	6 (4)	133 (133)	15 (19)	214.5 (212.5)	22.0 (29.0)	2.07 (2.01)	47 (47)	61.8 (62.7)
木材・家具	39 (40)	5,002.0 (5,169.5)	23 (20)	2 (3)	63 (68)	3 (1)	112.5 (111.5)	4.0 (5.0)	2.25 (2.16)	25 (25)	64.1 (62.5)
パルプ・紙・印刷	121 (124)	18,774.5 (18,651.0)	65 (61)	5 (8)	218 (215)	18 (14)	362.0 (352.0)	22.5 (31.0)	1.93 (1.89)	67 (65)	55.4 (52.4)
化学工業	207 (205)	36,251.5 (35,945.0)	136 (125)	14 (17)	405 (383)	33 (25)	707.5 (662.5)	53.0 (51.5)	1.95 (1.84)	113 (109)	54.6 (53.2)
窯業・土石	70 (70)	21,341.5 (19,868.5)	105 (91)	2 (2)	210 (185)	18 (14)	431.0 (376.0)	48.5 (21.0)	2.02 (1.89)	36 (36)	51.4 (51.4)
鉄鋼	66 (70)	14,680.5 (15,305.0)	64 (63)	0 (0)	170 (169)	6 (5)	301.0 (297.5)	28.5 (12.5)	2.05 (1.94)	35 (35)	53.0 (50.0)
非鉄金属	32 (36)	4,467.5 (4,698.5)	15 (15)	0 (0)	52 (66)	2 (7)	83.0 (99.5)	13.5 (12.5)	1.86 (2.12)	23 (26)	71.9 (72.2)
金属製品	231 (242)	28,733.0 (28,120.0)	93 (90)	6 (4)	349 (335)	18 (24)	550.0 (531.0)	50.5 (43.5)	1.91 (1.89)	118 (128)	51.1 (52.9)
電気機械	135 (141)	95,223.0 (94,183.5)	647 (624)	9 (9)	784 (739)	19 (24)	2,096.5 (2,008.0)	140.5 (90.0)	2.20 (2.13)	75 (67)	55.6 (47.5)
その他機械	741 (741)	407,693.0 (408,265.5)	2,283 (2,248)	44 (32)	4,271 (4,124)	81 (83)	8,921.5 (8,693.5)	544.0 (600.0)	2.19 (2.13)	372 (367)	50.2 (49.5)
その他	186 (171)	37,243.0 (36,603.0)	117 (123)	10 (7)	504 (445)	17 (17)	756.5 (706.5)	68.0 (68.0)	2.03 (1.93)	94 (85)	50.5 (49.7)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、 (注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)× 0.5+e
製造業計	人 15,422.5 (14,931.0)	人 3,306 (3,276)	人 77 (75)	人 3,659 (3,712)	人 175 (176)	人 10,435.5 (10,427.0)	人 398 (333)	人 44 (33)	人 2,459 (2,348)	人 96 (94)	人 3,347.0 (3,094.0)	人 1,553 (1,324)	人 110 (108)	人 64 (64)	人 1,640.0 (1,410.0)
食料品・たばこ	人 886.5 (880.5)	人 90 (77)	人 16 (17)	人 166 (182)	人 40 (33)	人 382.0 (369.5)	人 32 (39)	人 7 (5)	人 329 (320)	人 33 (36)	人 416.5 (421.0)	人 72 (69)	人 23 (27)	人 9 (15)	人 88.0 (90.0)
繊維工業	人 214.5 (212.5)	人 26 (26)	人 3 (2)	人 68 (74)	人 11 (11)	人 128.5 (133.5)	人 8 (7)	人 3 (2)	人 39 (38)	人 2 (6)	人 59.0 (57.0)	人 20 (16)	人 8 (7)	人 6 (5)	人 27.0 (22.0)
木材・家具	人 112.5 (111.5)	人 21 (17)	人 2 (3)	人 25 (28)	人 2 (1)	人 70.0 (65.5)	人 2 (3)	人 0 (0)	人 28 (28)	人 0 (0)	人 32.0 (34.0)	人 10 (12)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 10.5 (12.0)
パルプ・紙・印刷	人 362.0 (352.0)	人 50 (50)	人 3 (5)	人 98 (95)	人 7 (7)	人 204.5 (203.5)	人 15 (11)	人 2 (3)	人 74 (75)	人 8 (7)	人 110.0 (103.5)	人 42 (38)	人 7 (7)	人 4 (7)	人 47.5 (45.0)
化学工業	人 707.5 (662.5)	人 107 (105)	人 7 (8)	人 166 (170)	人 19 (15)	人 396.5 (395.5)	人 29 (20)	人 7 (9)	人 120 (113)	人 12 (9)	人 191.0 (166.5)	人 113 (91)	人 8 (10)	人 6 (9)	人 120.0 (100.5)
窯業・土石	人 431.0 (376.0)	人 92 (82)	人 1 (1)	人 102 (101)	人 5 (5)	人 289.5 (268.5)	人 13 (9)	人 1 (1)	人 63 (54)	人 11 (7)	人 95.5 (76.5)	人 44 (28)	人 3 (4)	人 1 (2)	人 46.0 (31.0)
鉄鋼	人 301.0 (297.5)	人 56 (60)	人 0 (0)	人 92 (99)	人 3 (2)	人 205.5 (220.0)	人 8 (3)	人 0 (0)	人 37 (34)	人 2 (1)	人 54.0 (40.5)	人 39 (35)	人 3 (3)	人 2 (1)	人 41.5 (37.0)
非鉄金属	人 83.0 (99.5)	人 12 (14)	人 0 (0)	人 24 (23)	人 2 (3)	人 49.0 (52.5)	人 3 (1)	人 0 (0)	人 18 (26)	人 0 (3)	人 24.0 (29.5)	人 10 (15)	人 0 (3)	人 0 (2)	人 10.0 (17.5)
金属製品	人 550.0 (531.0)	人 66 (69)	人 5 (3)	人 140 (140)	人 11 (15)	人 282.5 (288.5)	人 27 (21)	人 1 (1)	人 134 (120)	人 7 (6)	人 192.5 (166.0)	人 70 (72)	人 5 (6)	人 5 (3)	人 75.0 (76.5)
電気機械	人 2,096.5 (2,008.0)	人 600 (588)	人 7 (7)	人 450 (437)	人 12 (15)	人 1,663.0 (1,627.5)	人 47 (36)	人 2 (2)	人 172 (168)	人 5 (6)	人 270.5 (245.0)	人 158 (133)	人 6 (4)	人 4 (1)	人 163.0 (135.5)
その他機械	人 8,921.5 (8,693.5)	人 2,091 (2,084)	人 26 (24)	人 2,154 (2,199)	人 51 (60)	人 6,387.5 (6,421.0)	人 192 (164)	人 18 (8)	人 1,266 (1,206)	人 13 (9)	人 1,674.5 (1,546.5)	人 828 (706)	人 40 (27)	人 23 (13)	人 859.5 (726.0)
その他	人 756.5 (706.5)	人 95 (104)	人 7 (5)	人 174 (164)	人 12 (9)	人 377.0 (381.5)	人 22 (19)	人 3 (2)	人 179 (166)	人 3 (4)	人 227.5 (208.0)	人 147 (109)	人 6 (10)	人 4 (6)	人 152.0 (117.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(6) 障害者不足数規模別の法定雇用率未達成企業数

区分	① 法定雇用率未 達成企業の数	② 不足数 (①の内訳)											③ ①のうち雇用障害 者数が0人である 企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人又は6人	6.5人又は7人	7.5人又は8人	8.5人又は9人	9.5人以上 20人以下	20.5人以上	
規模計	3,380 (100.0%)	2,230 (66.0%)	667 (19.7%)	245 (7.2%)	136 (4.0%)	59 (1.7%)	22 (0.7%)	6 (0.2%)	2 (0.1%)	1 (0.0%)	11 (0.3%)	1 (0.0%)	1,916 (56.7%)
45.5-100人未満	1,735 (100.0%)	1,634 (94.2%)	101 (5.8%)										1,612 (92.9%)
100-300人未満	1,120 (100.0%)	469 (41.9%)	456 (40.7%)	144 (12.9%)	45 (4.0%)	5 (0.4%)	1 (0.1%)						302 (27.0%)
300-500人未満	250 (100.0%)	73 (29.2%)	58 (23.2%)	46 (18.4%)	42 (16.8%)	20 (8.0%)	8 (3.2%)	2 (0.8%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)		2 (0.8%)
500-1,000人未満	185 (100.0%)	36 (19.5%)	44 (23.8%)	34 (18.4%)	36 (19.5%)	22 (11.9%)	10 (5.4%)	3 (1.6%)		0 (0.0%)	0 (0.0%)		0 (0.0%)
1,000人以上	90 (100.0%)	18 (20.0%)	8 (8.9%)	21 (23.3%)	13 (14.4%)	12 (13.3%)	3 (3.3%)	1 (1.1%)	1 (1.1%)	1 (1.1%)	11 (12.2%)	1 (1.1%)	0 (0.0%)

注1： ()内は、当該企業規模階級内における構成比。

注2： ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数。

2 公的機関における状況

(1) 愛知県の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					F. 計 A×2+B+C +((D-E)×0.5) +E	G. うち新規雇用分	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 精神短時間のうち〔注2〕に該当する者					
県の機関	5 (5)	12,212.0 (12,033.5)	66 (64)	8 (10)	184 (178)	22 (19)	5 (4)	337.5 (327.5)	26.0 (17.0)	2.76 (2.72)	5 (4)	100.0 (80.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	g. 精神短時間のうち〔注6〕に該当する者	e. 計 c+((d-g)×0.5)+g	f. うち新規雇用分	
県の機関	337.5 (327.5)	66 (64)	8 (10)	151 (155)	15 (15)	298.5 (300.5)	19.0 (14.0)	0 (0)	0 (0)	9 (8)	0 (0)	9.0 (8.0)	1.0 (1.0)	24 (15)	7 (4)	5 (4)	30.0 (19.0)	6.0 (2.0)	

〔(1)①表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。また、B、E欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員」短時間職員である精神障害者(①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

注4 F欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注5 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。

〔(1)②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

注2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

注3 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

注4 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注5 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

注6 ②③④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					F. 計 $A \times 2 + B + C + \{(D-E) \times 0.5\} + E$	G. うち新規雇用分	④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 精神短時間のうち〔注2〕に該当する者					
市町村等の機関	79 (78)	67,108.5 (61,861.0)	404 (380)	22 (20)	852 (786)	45 (34)	15.0 (7.0)	1,712.0 (1,586.5)	184.0 (153.5)	2.55 (2.56)	55 (61)	69.6 (78.2)

注 [(1)①表の注]と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	g. 精神短時間のうち〔注6〕に該当する者	e. 計 $c + \{(d-g) \times 0.5\} + g$	f. うち新規雇用分
市町村等の機関	1,712.0 (1,586.5)	397 (377)	22 (20)	615 (577)	29 (25)	1,445.5 (1,363.5)	124.0 (91.0)	7 (3)	0 (0)	65 (75)	0 (1)	79.0 (81.5)	13.0 (19.0)	172 (134)	16 (8)	15 (7)	187.5 (141.5)	47.0 (43.5)

注 [(1)②表の注]と同じ

(3) 県教育委員会等(法定雇用率2.4%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 精神短時間のうち〔注2〕に該当する者	F. 計 A×2+B+C+(D-E)×0.5+E				G. うち新規雇用分
愛知県及び名古屋市教育委員会	機関 2 (2)	人 42,919.5 (42,892.5)	人 138 (142)	人 7 (4)	人 323 (314)	人 17 (10)	人 2.0 (2.0)	人 615.5 (608.0)	人 84.5 (70.5)	% 1.43 (1.42)	機関 0 (0)	% 0.0 (0.0)

注 (1)①表の注)と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	g. 精神短時間のうち〔注6〕に該当する者	e. 計 c+[(d-g)×0.5]+g	f. うち新規雇用分	
愛知県及び名古屋市教育委員会	人 615.5 (608.0)	人 136 (141)	人 7 (4)	人 216 (222)	人 12 (7)	人 501.0 (511.5)	人 45.5 (46.0)	人 2 (1)	人 0 (0)	人 26 (27)	人 0 (0)	人 30.0 (29.0)	人 10.0 (8.0)	人 81 (65)	人 5 (3)	人 2 (2)	人 84.5 (67.5)	人 29.0 (16.5)	

注 (1)②表の注)と同じ

(4) 特殊法人等(法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数							④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 精神短時間のうち〔注2〕に該当する者	F. 計 A×2+B+C+((D-E)×0.5)+E	G. うち新規雇用分			
計	法人 10 (10)	人 11,522.5 (9,416)	人 73 (57)	人 4 (1)	人 143 (125)	人 6 (2)	人 2 (0)	人 297.0 (241.0)	人 26.5 (32.0)	% 2.58 (2.56)	機関 10 (8)	% 100.0 (80.0)
特殊法人	4 (4)	1,179.5 (1,196.5)	6 (6)	0 (0)	17 (21)	2 (1)	0 (0)	30.0 (33.5)	6.5 (3.0)	2.54 (2.80)	4 (4)	100.0 (100.0)
大学法人 (国立・公立)	6 (6)	10,343.0 (8,219.5)	67 (51)	4 (1)	126 (104)	4 (1)	2 (0)	267.0 (207.5)	20.0 (29.0)	2.58 (2.52)	6 (4)	100.0 (66.7)

注 [(1)①表の注]と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	g. 精神短時間のうち〔注6〕に該当する者	e. 計 c+((d-g)×0.5)+g	f. うち新規雇用分	
計	人 297.0 (241.0)	人 47 (33)	人 4 (1)	人 61 (48)	人 3 (2)	人 160.5 (116.0)	人 15.5 (10.0)	人 26 (24)	人 0 (0)	人 33 (28)	人 0 (0)	人 85.0 (76.0)	人 0.0 (12.0)	人 49 (49)	人 3 (0)	人 2 (0)	人 51.5 (49.0)	人 11.0 (10.0)	
特殊法人	人 30.0 (33.5)	人 6 (6)	人 0 (0)	人 9 (11)	人 2 (1)	人 22.0 (23.5)	人 2.5 (2.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 8 (10)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 8.0 (10.0)	人 4.0 (1.0)		
大学法人 (国立・公立)	人 267.0 (207.5)	人 41 (27)	人 4 (1)	人 52 (37)	人 1 (1)	人 138.5 (92.5)	人 13.0 (8.0)	人 26 (24)	人 0 (0)	人 33 (28)	人 0 (0)	人 85.0 (76.0)	人 0.0 (12.0)	人 41 (39)	人 3 (0)	人 2 (0)	人 43.5 (39.0)	人 7.0 (9.0)	

注 [(1)②表の注]と同じ

(5) 各公的機関の状況(詳細表)

<1>愛知県及び関係機関(法定雇用率2.5% 基礎職員数40.0人以上)

	① 機関名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備考
1	愛知県知事部局	9,644.5	267.5	2.77%	0.0	
2	愛知県議会事務局	66.5	1.0	1.50%	0.0	
3	愛知県企業庁	381.0	13.0	3.41%	0.0	
4	愛知県病院事業庁	949.5	25.5	2.69%	0.0	
5	愛知県警察本部	1,170.5	30.5	2.61%	0.0	

<2>市町村及び関係機関(法定雇用率2.5% 基礎職員数40.0人以上)

	① 機関名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備考
1	名古屋市	15,158.0	415.5	2.74%	0.0	
2	豊橋市	3,814.5	95.5	2.50%	0.0	特例認定あり注4
3	岡崎市	2,862.0	72.0	2.52%	0.0	特例認定あり注4
4	一宮市	1,981.5	49.5	2.50%	0.0	
5	瀬戸市	912.0	26.5	2.91%	0.0	特例認定あり注4
6	半田市	1,011.0	29.0	2.87%	0.0	特例認定あり注4
7	春日井市	2,571.0	67.5	2.63%	0.0	特例認定あり注4
8	豊川市	2,015.0	46.0	2.28%	4.0	特例認定あり注4
9	津島市	827.0	18.5	2.24%	1.5	特例認定あり注4
10	碧南市	700.5	13.0	1.86%	4.0	
11	刈谷市	1,060.5	25.0	2.36%	1.0	※
12	豊田市	3,177.0	81.5	2.57%	0.0	特例認定あり注4
13	安城市	1,385.0	28.0	2.02%	6.0	※ 特例認定あり注4 R1.12
14	西尾市	1,450.0	32.0	2.21%	4.0	
15	蒲郡市	1,162.5	26.0	2.24%	3.0	特例認定あり注4
16	犬山市	607.5	13.5	2.22%	1.5	特例認定あり注4
17	常滑市	342.0	8.0	2.34%	0.0	
18	江南市	634.0	14.0	2.21%	1.0	特例認定あり注4
19	小牧市	1,152.0	29.0	2.52%	0.0	特例認定あり注4
20	稲沢市	1,332.0	32.0	2.40%	1.0	特例認定あり注4
21	新城市	667.0	19.0	2.85%	0.0	特例認定あり注4 R1.10
22	東海市	942.5	24.0	2.55%	0.0	特例認定あり注4
23	大府市	486.0	14.0	2.88%	0.0	特例認定あり注4
24	知多市	503.0	13.0	2.58%	0.0	
25	知立市	480.5	12.0	2.50%	0.0	特例認定あり注4
26	尾張旭市	656.5	14.0	2.13%	2.0	
27	高浜市	253.0	6.0	2.37%	0.0	
28	岩倉市	451.0	10.0	2.22%	1.0	※ 特例認定あり注4
29	豊明市	468.5	14.5	3.09%	0.0	特例認定あり注4
30	日進市	623.5	16.0	2.57%	0.0	特例認定あり注4
31	田原市	543.0	15.0	2.76%	0.0	特例認定あり注4
32	愛西市	500.5	15.5	3.10%	0.0	特例認定あり注4
33	清須市	571.0	13.5	2.36%	0.5	※ 特例認定あり注4
34	北名古屋市	796.5	20.0	2.51%	0.0	特例認定あり注4
35	みよし市	628.5	12.0	1.91%	3.0	特例認定あり注4
36	弥富市	442.0	8.0	1.81%	3.0	特例認定あり注4
37	あま市	548.5	11.0	2.01%	2.0	
38	長久手市	514.0	11.5	2.24%	0.5	
39	東郷町	361.0	9.0	2.49%	0.0	特例認定あり注4

※公表時点において不足が解消している機関

	① 機 関 名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備 考
40	豊山町	180.5	4.0	2.22%	0.0	
41	大口町	244.0	6.0	2.46%	0.0	特例認定あり注4
42	扶桑町	356.5	8.5	2.38%	0.0	特例認定あり注4
43	大治町	160.0	4.0	2.50%	0.0	
44	蟹江町	184.0	3.0	1.63%	1.0	
45	阿久比町	267.0	7.0	2.62%	0.0	特例認定あり注4
46	東浦町	579.5	16.0	2.76%	0.0	特例認定あり注4
47	南知多町	263.5	8.0	3.04%	0.0	特例認定あり注4
48	美浜町	307.0	7.0	2.28%	0.0	特例認定あり注4
49	武豊町	386.0	10.5	2.72%	0.0	特例認定あり注4
50	幸田町	344.5	10.5	3.05%	0.0	
51	設楽町	105.0	2.0	1.90%	0.0	
52	東栄町	127.5	4.0	3.14%	0.0	特例認定あり注4 R1.12
53	豊根村	67.5	1.5	2.22%	0.0	
54	飛島村	116.5	2.0	1.72%	0.0	
1	一宮市教育委員会	279.5	4.0	1.43%	2.0	
2	碧南市教育委員会	171.5	2.0	1.17%	2.0	
3	刈谷市教育委員会	136.0	3.0	2.21%	0.0	
4	西尾市教育委員会	246.5	4.0	1.62%	2.0	
5	常滑市教育委員会	46.0	1.0	2.17%	0.0	
6	知多市教育委員会	50.0	1.0	2.00%	0.0	
7	尾張旭市教育委員会	117.0	2.0	1.71%	0.0	
8	あま市教育委員会	85.5	4.0	4.68%	0.0	
9	長久手市教育委員会	78.5	1.0	1.27%	0.0	
10	豊山町教育委員会	44.5	0.0	0.00%	1.0	※
1	名古屋市交通局	1,570.0	65.0	4.14%	0.0	
2	名古屋市上下水道局	1,953.0	51.0	2.61%	0.0	
3	一宮市上下水道部	189.0	4.0	2.12%	0.0	
4	一宮市病院事業部	697.5	17.0	2.44%	0.0	
5	名古屋市病院局	997.5	25.0	2.51%	0.0	
6	常滑市民病院	300.5	9.0	3.00%	0.0	
7	岡崎市上下水道局	167.0	4.0	2.40%	0.0	
8	安城市水道事業	46.0	4.0	8.70%	0.0	
1	愛知中部水道企業団	101.0	3.0	2.97%	0.0	
2	公立陶生病院組合	625.0	10.5	1.68%	4.5	
3	海部地区環境事務組合	50.0	2.0	4.00%	0.0	
4	西知多医療厚生組合	380.0	7.0	1.84%	2.0	
5	名古屋市会事務局	57.0	2.0	3.51%	0.0	
6	愛知県競馬組合	45.0	1.5	3.33%	0.0	
7	名古屋港管理組合	394.5	11.0	2.79%	0.0	

※公表時点において不足が解消している機関

<3>法定雇用率2.4%が適用される県教育委員会等(基礎職員数42.0人以上)

	① 機 関 名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備 考
1	愛知県教育委員会	32,044.0	364.5	1.14%	404.5	
2	名古屋市教育委員会	10,875.5	251.0	2.31%	10.0	※

※公表時点において不足が解消している機関

<4>特殊法人等(法定雇用率2.5% 基礎労働者数40.0人以上)

① 機関名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備考
1 国立長寿医療研究センター	563.0	14.0	2.49%	0.0	
2 愛知県住宅供給公社	178.5	5.0	2.80%	0.0	
3 名古屋高速道路公社	176.0	5.0	2.84%	0.0	
4 名古屋市住宅供給公社	262.0	6.0	2.29%	0.0	
5 愛知県公立大学法人	355.5	11.0	3.09%	0.0	
6 名古屋工業大学	507.0	12.0	2.37%	0.0	
7 東海国立大学機構	6,910.5	178.5	2.58%	0.0	
8 名古屋市立大学	1,757.5	44.5	2.53%	0.0	
9 豊橋技術科学大学	350.5	8.0	2.28%	0.0	
10 愛知教育大学	462.0	13.0	2.81%	0.0	

※公表時点において不足が解消している機関

注1： ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

- 2： ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者・職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。
- ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 3： ⑤欄の「不足数」とは、②欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から③欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4： 備考の「特例認定あり」とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものであり、令和2年6月1日現在、本取扱いの認定を受けている機関は下表のとおりである。

県内の地方自治体の特例認定一覧

	市町村(A)	みなされることとなる機関(B)	
1	稲沢市	稲沢市教育委員会	
2	津島市	津島市教育委員会	
3	知立市	知立市教育委員会	
4	江南市	江南市教育委員会	
5	東郷町	東郷町教育委員会	
6	瀬戸市	瀬戸市教育委員会	
7	半田市	半田市教育委員会	
8	扶桑町	扶桑町教育委員会	
9	みよし市	みよし市教育委員会	みよし市病院事業
10	豊橋市	豊橋市教育委員会	豊橋市上下水道局
11	豊川市	豊川市教育委員会	豊川市病院事業
12	岡崎市	岡崎市教育委員会	
13	小牧市	小牧市教育委員会	
14	南知多町	南知多町教育委員会	
15	蒲郡市	蒲郡市教育委員会	
16	東海市	東海市教育委員会	
17	東浦町	東浦町教育委員会	東浦町監査委員事務局 東浦町議会事務局
18	田原市	田原市教育委員会	田原市水道事業
19	美浜町	美浜町教育委員会	
20	豊明市	豊明市教育委員会	
21	愛西市	愛西市教育委員会	
22	武豊町	武豊町教育委員会	
23	大府市	大府市教育委員会	
24	岩倉市	岩倉市教育委員会	
25	春日井市	春日井市教育委員会	
26	阿久比町	阿久比町教育委員会	
27	大口町	大口町教育委員会	
28	犬山市	犬山市教育委員会	
29	豊田市	豊田市教育委員会	豊田市上下水道局
30	弥富市	弥富市教育委員会	
31	北名古屋市	北名古屋市教育委員会	北名古屋市議会事務局
32	日進市	日進市教育委員会	
33	清須市	清須市教育委員会	清須市議会事務局 清須市監査委員事務局
34	新城市	新城市教育委員会	
35	安城市	安城市教育委員会	
36	東栄町	東栄町教育委員会	東栄医療センター

3 民間企業における障害者雇用状況の推移(愛知県・全国)

(各年6月1日現在)

年度	愛知県		全国		法定雇用率 (%)	
	雇用障害者数 (カウント人)	実雇用率(%)	雇用障害者数 (カウント人)	実雇用率(%)		
S52	8,204	1.24	128,429	1.09	1.5	↓
S53	8,039	1.22	126,493	1.11		
S54	8,157	1.23	128,493	1.12		
S55	8,427	1.25	135,228	1.13		
S56	9,036	1.30	144,713	1.18		
S57	9,570	1.31	152,603	1.22		
S58	9,743	1.32	155,515	1.23		
S59	10,016	1.33	159,909	1.25		
S60	10,415	1.35	168,276	1.26		
S61	10,732	1.36	170,247	1.26		
S62	11,048	1.37	171,880	1.25		
S63	11,704	1.41	187,115	1.31		
H1	12,608	1.41	195,276	1.32		
H2	13,064	1.42	203,634	1.32		
H3	13,692	1.42	214,814	1.32		
H4	14,337	1.43	229,627	1.36		
H5	14,745	1.46	240,985	1.41		
H6	14,531	1.46	245,348	1.44		
H7	14,688	1.46	247,077	1.45		
H8	14,691	1.47	247,982	1.47		
H9	14,949	1.47	250,030	1.47		
H10	15,034	1.47	251,443	1.48	1.8	↓
H11	15,496	1.49	254,562	1.49		
H12	15,714	1.51	252,836	1.49		
H13	15,796	1.51	252,870	1.49		
H14	15,720	1.49	246,284	1.47		
H15	16,094	1.50	247,093	1.48		
H16	16,859	1.45	257,939	1.46		
H17	17,306	1.43	269,066	1.49		
H18	17,809	1.45	283,750.5	1.52		
H19	19,059	1.48	302,716.0	1.55		
H20	20,729	1.53	325,603.0	1.59		
H21	20,903	1.57	332,811.5	1.63	2.0	↓
H22	21,546.5	1.63	342,973.5	1.68		
H23	22,860.5	1.59	366,199.0	1.65		
H24	23,688.0	1.61	382,363.5	1.69		
H25	25,066.0	1.68	408,947.5	1.76		
H26	26,243.5	1.74	431,225.5	1.82		
H27	27,892.5	1.81	453,133.5	1.88		
H28	29,024.5	1.85	474,374.0	1.92		
H29	30,116.0	1.89	495,795.0	1.97		
H30	32,764.5	1.97	534,769.5	2.05		
令和元年	34,157.5	2.02	560,608.5	2.11		
令和2年	35,403.0	2.08	578,292.0	2.15		

S52~
・重度身体障害者をダブルカウント

S63~
・知的障害者を算入

H5~
・重度知的障害者をダブルカウント
・短時間労働者である重度身体障害者及び知的障害者(1人とカウント)を算入

H16~
・一定の業種についての除外率10%引下げ

H18~
・精神障害者を算入
(短時間労働者である精神障害者については0.5人カウント)

H23~
・重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)を算入
・一定の業種についての除外率10%引下げ

H25~
・法定雇用率2.0%へ引上げ

H30~
・法定雇用率2.2%へ引上げ

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意くださいよう、お願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶ 従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）
令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、
令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
- ②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000615860.pdf>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>